

茨城県農業再生協議会
稲作農業体質強化緊急対策事業 業務方法書

平成 27 年 2 月 17 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、茨城県農業再生協議会（以下「茨城県協議会」という。）が行う稲作農業の体質強化緊急対策実施要綱（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 生産第 2685 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱（平成 27 年 2 月 3 日付け生産第 2687 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び稲作農業の体質強化緊急対策実施要領（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 生産第 2690 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する稲作農業体質強化緊急対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第 2 条 茨城県協議会は、米価下落の中でも、稲作農業者が営農を継続していくため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の着実な推進とあわせて、省力栽培技術等の導入により、米の生産コストを低減することにより、稲作農業の体質強化が図られるよう、稲作農業の体質強化緊急対策を公正、適正かつ効率的に運営するものとする。

2 茨城県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、本事業を行う茨城県内の地域農業再生協議会（直接支払実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7135 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の（2）に規定する地域農業再生協議会をいう。以下「地域協議会」という。）に対し、本事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

第 2 章 稲作農業体質強化緊急対策事業の実施

(地域生産コスト低減計画等の作成)

第 3 条 本事業により米の生産コストの低減に向けた取組を行おうとする実施要領第 4 の 1 に該当する者（以下「コスト低減取組者」という。）は、その住所地を管轄する地域協議会の長（以下「地域協議会長」という。）に対し、生産コスト低減計画を作成し、計画に基づく取組を実施することを誓約するものとする。

2 生産コスト低減計画は、実施要領別紙 3 を参考に作成し、様式第 1 号により地域協議会長に提出するものとする。

3 地域協議会長は、その管轄する地域のコスト低減取組者の誓約を踏まえ、実施要領第 4 の 4 の（3）の規定に基づき地域コスト低減計画を作成し、様式第 2 号により茨城県協議会の長（以下「茨城県協議会長」という。）に対し承認申請を行うものとする。

4 茨城県協議会長は、実施要領第 4 の 4 の（4）に定めるところにより茨城県生産コスト低減計画を作成し、実施要領第 3 の 1 の規定に基づき作成した事業実施計画に添付し、関東農政局長に

提出して、その承認を受けるものとする。

- 5 茨城県協議会長は、前項の承認があった場合には、様式第3号により地域協議会長に対し、地域コスト低減計画の承認を行うものとする。
- 6 地域生産コスト低減計画及び茨城県生産コスト低減計画の変更を行う場合は、第3項から第5項までに準じた手続を行うものとする。

(コスト低減推進事業に係る補助金の申請・請求及び支払)

第4条 地域協議会長は、様式第4号により、茨城県協議会長に補助金の交付を申請するものとする。

- 2 茨城県協議会長は、前項により各地域協議会から申請のあった内容を審査し、適正であると認めた場合にはこれを取りまとめ、必要な経費について交付要綱第5の1の規定に基づき、関東農政局長が定める日までに交付申請を行うものとする。
- 3 茨城県協議会長は、関東農政局長からの交付決定の通知を受けたときには、速やかに第1項により補助金の交付申請を行った地域協議会長に対し、様式第5号により交付決定の通知を行うものとする。
- 4 地域協議会長は、補助金の支払を受けようとするときは、茨城県協議会長に対し、様式第6号により概算払請求又は請求を行うものとする。
- 5 茨城県協議会長は、地域協議会への補助金を支払うため、関東農政局長に対し概算払請求を行うことができるものとする。
- 6 茨城県協議会長は、第4項により各地域協議会から請求のあった内容を審査し、適正であると認めた場合にはこれを取りまとめ、必要な経費について交付要綱第12の規定に基づき、関東農政局長に対し概算払請求を行うものとする。
- 7 茨城県協議会長は、関東農政局長より概算払を受けたときは、速やかに第4項の補助金の請求を行った地域協議会長に対して支払を行うとともに、様式第7号により通知するものとする。
- 8 地域協議会長は、地域生産コスト低減計画に基づき助成を行う場合は、様式第8号によりコスト低減取組者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第5条 地域協議会長は、実施要領第4の7の(2)に規定する返還事由が生じた場合には、速やかに状況を記載した書類を茨城県協議会長に提出し、その指示を受けなくてはならない。

- 2 茨城県協議会長は、前項により地域協議会長から提出のあった内容について、確認・精査し、速やかに返還されるべき補助金の額に相当する金額を返還させなければならない。ただし、実施要領第4の7の(3)にあつては、この限りでない。
- 3 茨城県協議会長は、地域協議会が実施要綱、交付要綱若しくは実施要領若しくは適正化法及び適正化法に基づく命令等の法令に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、茨城県協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を地域協議会長に送付しなければならない。
- 4 前項の補助金の返還を求められた地域協議会は、前項の期日までに求められた額を茨城県協議

会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長は、茨城県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、地域協議会長は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに茨城県協議会長に提出しなければならない。

- 5 茨城県協議会長は、前項の期日の延期を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を地域協議会長に送付するものとする。
- 6 茨城県協議会長は、地域協議会が第3項の返還を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあつてはその期日、期日の延長を認めなかった場合にあつては第3項の期日に第4項の書面を茨城県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお返還しない場合には、当該地域協議会への補助金の交付を取り消すものとする。また、茨城県協議会長は、関東農政局長からその他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示内容について総会の議決を得なければならない。

第3章 資金の管理

(資金の管理)

- 第6条 茨城県協議会は、補助金の交付については、実施要領第6の1の規定に基づき、他対策等と区分管理し、茨城県協議会が定めた「稲作農業体質強化緊急対策事業勘定」から行わなければならない。当該勘定の資金を当該補助金の交付以外の用途に使用してはならない。
- 2 茨城県協議会は、前項の資金を茨城県農業信用協同組合連合会・普通預金（果実が発生しないもの）により管理する。

第4章 報告

(事業遅延の報告)

- 第7条 地域協議会長は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第9号により事業遅延届けを茨城県協議会長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 茨城県協議会長は、前項の報告があつた場合、速やかに交付要綱第13の規定に基づき本事業が予定の期間内に完了しない理由又は本事業の遂行が困難となった理由及び本事業の遂行状況を記載した書類を関東農政局長に提出し、その指示を受けるものとする。

(事業実績報告)

- 第8条 地域協議会長は、地域コスト低減計画に基づく助成の実績を様式第10号により作成し、平成27年4月1日までに茨城県協議会長に報告するものとする。
- 2 茨城県協議会長は、前項による地域協議会長からの報告の内容を審査し、適正であると認めた場合には、補助金の額を確定し、様式第11号により地域協議会長に通知するものとする。
 - 3 茨城県協議会長は、第1項による各地域協議会長からの報告を取りまとめ、交付要綱第14の1の規定に基づき、関東農政局長に報告するものとする。

(コスト低減に向けた取組の実施状況報告)

第9条 コスト低減取組者は、実施要領別紙3を参考に、生産コスト低減計画に基づく取組の実施状況を取りまとめ、地域協議会長が定める日までに、地域協議会長に報告するものとする。

2 地域協議会長は、実施要領第4の5の(2)の規定に基づき、地域生産コスト低減計画実施状況報告書を作成し、平成28年3月24日までに茨城県協議会長に提出するものとする。

3 茨城県協議会長は、実施要領第4の5の(3)の規定に基づき、茨城県生産コスト低減計画実施状況報告書を作成し、平成28年3月31日までに関東農政局長に提出するものとする。

第5章 雑 則

(帳簿の備付け等)

第10条 地域協議会は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 茨城県協議会長は、必要に応じて、地域協議会に対し、補助金に係る経理内容を調査し、茨城県協議会への補助金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて関東農政局長の承認を受け茨城県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この業務方法書は、関東農政局長の承認のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この業務方法書の承認前において、コスト低減取組者が、地域協議会長に対し行った、生産コスト低減計画を作成し、当該計画に基づく取組を実施する誓約は、第3条第1項の規定により行われた誓約とみなす。

3 この業務方法書の承認前において、コスト低減取組者が作成し、地域協議会長に提出した生産コスト低減計画は、第3条第2項の規定の例により作成・提出されたものとみなす。

4 この業務方法書の承認前において、地域協議会長が作成し、茨城県協議会長に提出した地域生産コスト低減計画は、第3条第3項の規定の例により作成・提出されたものとみなす。

5 この業務方法書の承認前において、茨城県協議会長が作成した茨城県生産コスト低減計画は、第3条第4項の規定の例により作成されたものとみなす。